

Title	捺印のみによる株券の裏書
Sub Title	An imperfect endorsement on a share-certificate
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1956
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.29, No.7 (1956. 7) ,p.1- 14
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19560715-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19560715-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 捺印のみによる株券の裏書

高 鳥 正 夫

## 一

記名株式の譲受人から名義書換を請求された場合、會社としては、その株券上の裏書または譲渡證書の作成が適式になされているか否かを審査し、これらが形式的に整つたものであれば、請求者のために書換をなして免責されるということは、特に、説明を要しないであらう。その場合に、會社が適式のものとして取扱うことのできるのは、譲渡人たる原株主が株券の裏書欄または譲渡證書に署名したもの、或は、これらに記名捺印したものでなければならぬが（商二〇五、商法中署名ス手一三、八二）、假に、そこに、原株主の捺印だけがあつて記名がなかつたとすれば、果して、適法な譲渡がなされたものというるであらうか。また、同時に、そのように、原株主の記名のない裏書または譲渡證書と株券とに基いて名義書換をなした場合、それによつて、會社が免責的効果を受けうるであらうか、或は、そのような名義書換が、その後の株式の流通にいかなる影響を與えるか。これらの點について、多少の考察を加えてみたい。

もちろん、署名とは自己の氏名または商號を自署することであり、記名捺印とは氏名または商號を記載して捺印すること

であるから、そこに、捺印だけしかなくない場合には、少くとも形式上は、記名株式の譲渡方式としての要件を具備していないとみるのが普通である。そこで取引市場においても、裏書または譲渡證書の形式に關して、記名だけのものまたは捺印だけのものは、要式行爲が形式的に不備なものとして、受渡の物件として認めないようにしようとの申合せのなされたこともあつた。<sup>(1)</sup>けれども、最近においては、取引の對象とされる株式數の著しい増加と、それに伴う證券業者の事務多忙などの理由から、しばしば、裏書欄に捺印だけのものまたは譲渡證書に捺印だけのものを持參して、會社に名義書換を請求する者が増加してきているとのことである。

その場合、會社としては、受付の窓口で、書換請求者その他に原株主の氏名を補充させ、或は、請求者の委託を受けて、好意的に、會社自身がこれを補充しているようであるが、郵便で書換を請求してきた場合などには、結局、會社がこれを補充せざるをえない立場に追いこまれてくる。また、請求者の委託を受けて會社が補充する場合でも、捺印だけの裏書または捺印だけの譲渡證書による書換の請求が大量にのぼる場合には、會社の事務能力の點からいつても、事實上それに應じきれないこともあり、或は、假に應ずることができるとしても、原株主の氏名を誤つて記入した場合の訂正措置も煩わしいため、その記名欄を空白にしたままで書換を濟ませ、直ちに、これを請求者に返却するという取扱をする會社もあるようである。實際問題としては、株券の裏書欄または譲渡證書に捺印さえあれば、原株主がその株式を譲渡しようとする意思をもつていたということは、一應、推測することができるし、また、法律の要求する記名捺印を作り出すということも、それ自體は極めて容易であるから、書換請求者が現われたときに、受付の窓口で、その者に原株主の氏名を補充させ、または、委託を受けて會社が補充し、或は、これを空白のまま書換を濟ませて返却したとしても、そのために争が生ずるといふことも殆んどないであろう。けれども、これを法律上の問題としてとりあげてみると、前述したように、それは多方面に關連する問題であると同時に、その事柄はかなり重要な意味をもつもののようなのである。

(1) 現行商法が初めて施行された昭和二六年七月に、東京證券取引所は「改正商法施行に伴う證券流通対策要綱」を作成發表して、株式市場における圓滑な取扱を期したが、そのうちに、(5)裏書が記名のみであるかまたは捺印のみであるとき、讓渡證書に銘柄、株數、記名、捺印のうち、いずれか一つが缺けているときには、要式行爲が形式的に不備または不適法なものとして、當該株券の受渡を認めない市場慣習を確立することの一項目が含まれていた。そこで、捺印だけで記名のない裏書または讓渡證書がかなり増加してきた現狀に對して、各證券取引所における上場會社の株式事務擔當者の研究團體である全國株懇連合會では、昭和三十一年三月に、各證券取引所、各證券業協會に宛てて、株券の裏書及び讓渡證書は形式の整備したものだけを取扱うこと、並びに、投資家全般に對する確定的要式行爲の實施に協力されたい旨の要望書を提出したが、日本證券業協會連合會、東京證券取引所などからは、直ちに、右の要望に協力する旨の回答が寄せられた。

## 二

まず、株券の裏書欄または讓渡證書に、裏書人または讓渡人の記名がなくて捺印だけがあるという場合を中心に、その捺印のもつ意味について検討してみよう。昭和二十五年の改正前の商法においては、株主名簿に記載のある株主のなした裏書が眞正でない場合に、會社について調査をなせば、その眞偽を判明することができたものであるときは、その取得者は善意取得をなしえない旨が規定されていた(舊商二二)。(九〇参照)これに對して現行商法は、株式取引におけるいわゆる動的安全を重視して、このような制限を撤廢し、株券の裏書または讓渡證書の形式的な整備を前提として、取得者の善意取得を大幅に認めたから、株式の讓渡に關して使用される印鑑は、舊法のもとにおけるように、原株主が權利行使の關係で會社に届出た印鑑と同一であるという必要はないことになつた。がんらい、法律が記名株式の讓渡について署名または記名捺印を要求するのは、原株主に對しては、事柄を慎重に行わせようという趣旨に基くものであるが、同時に、讓受人またはその者から株券の呈示を受けて書換を請求される會社側に對しても、そこに原株主が署名または記名捺印していることによつて、原株主自身が讓渡方式を整えたものであることを、一應、確めようという便宜を與えようとしたものようである。従つて、この要求

に應えうるものであれば、前述したように、會社に對する届出印であると否とを問わないし、また、いわゆる實印はもちろん、たとえ三文判であつても差支えない。

けれども、それならば、讓渡人の氏名と關連性を缺く印鑑でも差支えないかという點になると、問題はやや複雑である。特に、この點について、實際に會社の印鑑簿を調べてみると、株主の氏名と印鑑との間に關連性を缺くものが少なく、しかも、注目すべきことは、いわゆる三文判の場合よりも實印の場合の方が、むしろ、判讀し難いもの或は關連性のないものが多いという點である。このことは、一面において、會社に對する届出印ないしは實印というものに關する株主の考え方が、どのようなものであるかということを示すものであるが、ただ、こうなると、その株式の直接の讓受人はともかく、株券の呈示を受けて書換を請求される會社としては、その裏書または讓渡證書が、果して、原株主によつて作成されたものであるか否かを、そこに使用されている印鑑から確かめるということが殆んど不可能となつてくる。そこで、この點を全く放任しておく、種々の事故が発生してくることも考えられるため、取引市場においても、記名と捺印とが客觀的に關連性を缺くときは、原則として、これを受渡の對象としては認めないとの申合せがなされている。<sup>(1)</sup> また、學説のうちにも、記名捺印という限りは、記名と捺印とは客觀的に關連を有するものであることを要し、印鑑證明、届出印鑑その他によつて、特にその關連が證明される場合は別として、一般的には、記名と捺印との關連が疑わしいものであるときは、會社は裏書または讓渡證書の方式不備として、名義書換を拒否できるものと解すべきであるとの見解も見受けられる。<sup>(2)</sup>

このような申合せまたは考え方の根底にあるものについては、後述するように、むしろ共鳴するものであるが、ただ、法律的には、讓渡人が自己の氏名を記載し、そこに自己の印鑑を押していれば、適法な裏書または讓渡證書となるわけであるから、關連性のある印鑑でなければ適法な讓渡方式とは認められないというのも、少し無理のように思われる。<sup>(3)</sup> 特に、舊法時代からの慣行に従つて、株式の讓渡に限つて關連性のない印鑑を使用するという点のある點も考慮して差支えないであ

ろうし、また、裏書或は譲渡證書が偽造されたものであるとしても、現行法上は、取得者に善意取得の機會は與えられてゐるわけであるから、譲受人または會社としても、記名と捺印の客觀的な關連性のみを氣にすることは當らないであらう。もつとも、これを名義書換の關係について検討してみると、會社は、書換請求者の權利について十分に疑う理由がある場合には、その者の實質的な權利の有無を調査することができるから、進んで、その裏書または譲渡證書の作成が原株主によつてなされていないことを立證して、請求者の權利を否定することも可能である。従つて、記名と捺印とが關連性を缺くということは、書換請求者の權利を疑う一つの材料となりうるわけであり、そこから出發した實質的な調査によつて、その請求者の無權利なことを證明し、その者からの書換の請求を拒否することもあるから、結果的には、前説と一致する場合も起りうるであらうが、それだからといつて、記名と捺印とが關連性を缺くというだけの理由では、書換の請求を拒否することはできないものとする。

株式の譲渡に際して使用する印鑑について、前述したように理解するとしても、わざわざ氏名と關連性のない印鑑を使用するということも、既に述べてきたように、現行法上は、特別の意味をもちうるものではないし、のみならず、實務的には無用の混亂をひき起すおそれもあるから、取引界が前述した申合せを勵行して、流通の關係においては、なるべく關連性のあるものを使用せるといふ慣行を樹立することは、むしろ、望ましいことといふべきであらう。なお、ここで併せて検討を要するのは、氏名を明瞭に彫刻した印鑑を記名欄に押した場合に、それが一箇で記名捺印となりうるか、或は、そのような印鑑を同時に二回押したとすれば、一方は記名したことに他方は捺印したことになるかという問題である。このような問題は、結局、株式の譲渡に際して譲渡人に記名捺印させるのはいかなる理由に基くかという點に歸着するわけであるが、その點が、理論上はともかく、實際上はかなり不明確なものとなつてきているため、割り切つた回答を出すことは必ずしも容易ではない。ただ、結論的にいうならば、記名捺印というからには、やはり、記名と捺印の二つが同時になされることを豫

想しているのであつて、従つて、このいずれの場合にも、法律の要求する記名と捺印があるといえるかどうかは疑問であり、特に、前者の場合は不適法なものといふべきであらうが、後者の場合には、それが本人の記名と認められるようなものであれば、或は、適法なものといつてよいのではないかと考へる。

(1) 前述した東京證券取引所の「改正商法施行に伴う證券流通対策要綱」の(5)には、裏書及び譲渡證書の記名と捺印の印影とが客観的に関連性を缺くときには、要式行為が形式的に不備または不適法なものとして、当該株券の受渡を認めない市場慣習を確立すること、但し印鑑證明書を添付しまたは第一次取扱證券業者が本人の捺印であることを證明した場合はこの限りではない旨が定められている。

(2) 大隅健一郎「株式の譲渡」(株式會社法講座第二卷) 六六五頁。

(3) 大判昭和八・九・一五民集一二卷二一七〇頁参照。

### 三

この問題において、株券の裏書欄または譲渡證書に捺印しただけで相手方に交付したということは、原株主の立場からいうならば、通常は記名株式を譲渡する意思をもつて、しかも、その後における自己の氏名の補充を豫定して、これを相手方に交付したものであり、従つて、その場合には、いわゆる氏名の補充権は株券と共に轉々して、株券を取得したものが補充権を取得するとみて差支えないであらう。そこで、他人による原株主の氏名の補充、或は、補充の委託若しくは補充権と呼ばれるものを中心に、その場合における株式の流通の問題について、手形法の領域における白地手形や白地裏書の問題と比較しながら、検討してみよう。まず、白地手形とは、手形要件の記載を完了しないいわば未完成の手形であり、その要件の欠缺を補充することによつて、初めて、通常の手形としての効力を有するものであるが、その場合でも、流通の関係においては、商慣習上、これを通常の手形の場合と同様に理解し、取得者保護の目的のもとに、そこに、補充権の取得と共に手形についての善意取得を認めようとするのが多數説の立場である。<sup>(1)</sup>そこで、この関係を、そのまま、捺印のみによる記名株式

の譲渡の問題に適用して、會社に對する關係は別としても、少くとも譲渡當事者間においては、その完全な流通を認めようとする考え方の生れてくることは、當然、ここで、豫想しなければならぬ。けれども、少し立入つて考察してみると、白地手形の問題はいわば未完成の手形の問題であるのに對し、株券の裏書欄または譲渡證書に捺印だけあつて記名がないという場合の問題は、既に有効に成立している株券の上に、いわば未完成の譲渡方式が存在しているという問題であるから、一般的にいうならば、白地手形の場合とは異つており、白地手形の場合の理論を、そのまま、ここに適用することには無理があるように思われる。

もつとも、白地手形であつても、受取人が白地の場合を考えると、流通の關係においては、通常の手形に白地裏書がなされた場合と殆んど同様になつてくるから、その意味では、この問題を白地裏書のある手形の場合と比較することも必要のようである。特に、白地裏書の問題は、前述した白地手形の場合とは異つて、完成した手形の上になされた譲渡方式に關する問題であるから、その點では、記名株式の譲渡に際して、裏書欄または譲渡證書に捺印だけがあるという場合の問題に、一層、類似している。けれども、白地裏書の場合には、譲渡人の署名または記名捺印はあるが、譲受人たる被裏書人の氏名は白地のままであるという場合であるから、被裏書人の氏名を記載しないという點では共通であるとしても、譲渡人たる原株主自身の氏名をも記載していないこの問題とは、また、必ずしも一致するものではない。従つて、裏書の種類として、白地裏書の有効性が法定されているからといつて（例えば手一三I）、直ちに、原株主の記名までもないこの問題の効力についても、何らかの回答が當然に導かれると考へるのは、やはり、早計のようである。いいかえれば、一方においては、白地裏書の有効性が承認されていることを論據として、記名株式の譲渡方式として捺印だけのものがあつたとしても、同様に、それを有効と解して差支えないであらうとする立場もありうるし、反對に、他方においては、白地裏書が有効とされるからといつて、それ以上に、譲渡人の記名までを缺く場合をも有効とすることにはならないという見方も成り立ちうるからである。



従つて、この點の議論を水掛論に終らせないためには、更に、他の實質的な面からの考慮を加えなければならないようである。

そこで、検討を要するのは、白地手形や白地裏書を認めると同様に、若しくはそれ以上に、捺印だけの株券の裏書または捺印だけの譲渡證書を認めるにふさわしい經濟的需要が存在するかという點である。すなわち、例えば原因關係に基いて支拂われる金額、その辨濟の時期などが、手形交付の際には未確定であるという場合、或は、手形によつて金融の便を受けようとする者が金融業者を知らないという場合などにおいては、手形金額、満期、受取人の氏名などを白地とした白地手形の振出が認められるということは、手形の利用者にとつては極めて便宜なことである。同様に、手形の割引を容易に受けうるという利益、或は、手形上の權利の移轉が單に手形を交付することによつて行われるという便宜をもつ手形の白地裏書は、制定法上の明文があるということを別にしても、理論上これを承認することにそれほどの困難はないようである。これに對して、株券の裏書欄または譲渡證書に原株主が自己の氏名を記載しないで捺印だけするという形式が、果して、白地手形や白地裏書などにおいては豫想できなかった特別の經濟的需要を満足させるものであるかどうか、更に、假にそれを満足させるものであるとしても、果して、それを法律上認めて差支えないかどうかという點になると、かなり検討を要するよう思われる。もちろん、取引の簡易化、迅速化を實現するという要請は、商法の立場としては、當然に考慮しなければならないものであるから、株式の譲渡方式についても、できるだけ簡單にするに越したことはない。けれども、その場合に、特に、株券の裏書または譲渡證書は捺印だけの方が望ましいという議論のでてくるのは、いうまでもなく、實際には、そのような方式が盛んに利用されているにもかかわらず、現行商法には(商二〇五、商法中署名スヘキ場、合ニ關スル法律、手一三、八二)それを否定する趣旨の明文があるからである。従つて、このような議論を成り立たせようとすれば、おそらく、制定法を改廢する慣習法にその根據を求めなければならぬであらうし、また、假に、そのような趣旨の慣習法の存在を認めようとすれば、通常は、少くとも、制定

法の定める記名株式の譲渡方式が無意味なものであるという前提、或は、株券の裏書または譲渡證書に捺印だけのものを認めるといふことが、より合理的な需要に應えるものであるという前提が、そこに存在していなければならぬであらう。そこで、この點について考察してみると、確かに、原株主の署名または記名捺印を要するという現在の譲渡方式が、法律の豫想しているだけの効果を伴っているかどうかはかなり疑問であるが、それだからといつて、直ちに、それが無意味であり大きな不便を伴うものであるとも考えられない。反對に、株券の裏書または譲渡證書を捺印だけで済ませようとする取引界の現状も、果して、物ぐさといつて非難してよいかどうかは別としても、名義書換のために會社に呈示する場合には、その記名が補充されていなければならないという取扱を是認するとすれば、せいぜい、自分の氏名を自分で記載する手間が無くなつたというだけのものであり、従つて、そのような要請にも應ずる必要はないように思われる。このように理解するならば、記名株式を譲渡する場合、當事者間においては、株券の裏書欄または譲渡證書に捺印して交付すれば足りるという趣旨の慣習法は、現在の段階においては、未だ成立していないものとみて差支えないであらう。

要するに、いずれの立場から眺めても、捺印だけの株券の裏書または捺印だけの譲渡證書と株券に流通の基礎を認めることは困難であり、記名株式としての法定の譲渡方式を備えていないこれらの場合には、譲渡人の氏名が後に補充されるまでは、當事者間の關係においては、捺印の存在を無視して問題を考察せざるをえないようである。もつとも、記名株式の譲渡方式として、裏書による譲渡と譲渡證書による譲渡のほかに、いわゆる意思表示による譲渡を認めるといふ立場をとるならば、<sup>(8)</sup>この點についても、結論が異なつてくるであらうが、通説は、この場合には、意思表示による譲渡を認めていない。従つて、株券の裏書欄または譲渡證書に捺印だけのものが、いかに何人の手を轉々としても、そのままでは、いわゆる適法所<sup>(9)</sup>持人としての推定は與えられないし（商二〇五Ⅰ、手一六）、また、その取得者も善意取得の保護を受けることはできない。この意味においては、株券の裏書欄または譲渡證書に捺印だけのものを譲受けた者は、理論上は、極めて不安定な地位に立つ

わけであるが、この場合にも、原株主としては、それを譲渡する意思をもつて交付しているのが通常であろうから、譲受人の権利が否定されることが殆んどないという事實によつて、実際上は、自己の地位を守りうるであらう。このように、捺印だけの場合には、善意取得という強力な法律上の保護が及ばないという點では、法定の譲渡方式を整えた記名株式を取得した場合とは明瞭に區別されるが、やはり、兩者の間にこの程度の差異の存することは止むをえないのみでなく、むしろ、妥當なことであると考へる。もつとも、既に述べてきたように、株券の裏書欄または譲渡證書に捺印して交付したということは、原株主としては、自己の氏名の補充を他人に委託しているわけであるから、その流通の途中において、何人かがこれを補充すれば、その後の取得者に善意取得の可能性が生じてくることはいうまでもない。

(1) 伊澤孝平「手形法・小切手法」三六三頁、大判昭和五・一〇・二三民集九卷九七二頁。Staub-Stranz, Wechselgesetz, Anm.

11 zu Art. 10.

(2) 清水 新「署名(記名捺印)についての一考察」エコノミア五卷二、三號。

(3) 鈴木竹雄「會社法」九八頁。

#### 四

次に、これを會社に對する關係を中心に眺めてみると、株券の裏書欄または譲渡證書に捺印だけあるものを持參して、會社に名義書換を請求する者があつたとしても、前述したように、それだけでは、いわゆる適法所持人としての推定は與へられないから、會社としては、その者からの書換の請求を拒否することができるはずである。もつとも、この點については注目すべき判例があり、いわゆる記名の補充權は株券と共に移轉し、譲受人が書換のためにそのまま會社に株券を提出したときは、その補充を會社に委託したものとみるべきであり、この場合には、會社は記名を補充して名義書換をなすべきであつ

て、記名の欠缺のみを理由として、名義書換を拒絶することはできないものとしてゐる。<sup>(1)</sup>けれども、具體的な事件の解決としてはともかく、これを一般理論の問題として考察してみると、そのような株券の所持人には適法所持人としての推定は與えられていないということのほかにも、所持人がその株券を會社に提出したということが、直ちに、記名の補充を會社に委託する趣旨をも含むものと解するのは、多少、その構成に無理があるように思われる。のみならず、假にそれが會社に補充を委託する趣旨であると解しても、會社には、その委託を受けなければならない義務は存在しないから、例えば、所持人からの書換の請求を受付けるときには、捺印だけのものを承知して受付けておきながら、書換期間が経過した後に、原株主の氏名の欠缺、事務の多忙などを理由としてこれを拒否したというような特別の場合を除いて、一般的には、この判例の立場に従うことはできない。<sup>(2)</sup>

裏書欄に捺印だけのものまたは讓渡證書に捺印だけのものを持參して書換を請求する者から、原株主の氏名を補充することを委託された場合には、會社も、それを補充することは可能である。もつとも、この點についても、名義書換に當つて、裏書の形式的な整否を調査する立場にある會社としては、たとえ、書換請求者から委託を受けても、原株主の氏名を補充することは許されないのではないかという見解が存在するかも知れない。けれども、會社が書換請求者の形式的資格について調査する義務を負うということは、會社としては、ほんらい、眞の権利者のためにのみ書換をなしうるものであるが、その請求者が権利者であるか否かを調査することは極めて困難であるから、形式的資格を備えた者のために書換をすれば、たとえ、その者が権利者でなかつたとしても免責される、いいかえれば、會社が免責を受けるためには、最少限度、書換請求者の形式的資格の存否を調査すれば足りるという意味に解すべきであるから、會社が、原株主の氏名を補充することそれ自體は差支えないものと考ええる。ただ、書換請求者の委託を受けて會社が補充した場合であつても、嚴密にいうならば、適法所持人としての推定を受けない者のために書換をなしたことは變りはないから、それは、あくまでも、會社自身の危険にお

いてなしたこととなる。従つて、その後において、原株主から書換請求者の権利について争われ、その請求者の無権利なことが主張された場合には、當然、會社としては、株主名義を舊に復すると共に、場合によつては、原株主に對する損害賠償の義務を負担しなければならない。

このような結論は、書換請求者の委託に基いて、會社が原株主の氏名を補充してから書換をなした場合でも、また、前述したように、株主名義の書換のみを行つて、株券の裏書欄の原株主の氏名を補充しないで、そのまま請求者に株券を返却した場合でも、理論的には、同様に妥當するものであるが、ただ、その補充が、いつ、何人によつてなされたかの立證が困難なことを考慮に入れると、實際問題としては、やはり、原株主の氏名を補充しておけば、それだけ、原株主にとつては不利な、従つて書換請求者及び會社にとつて有利な場合が多いのではないかと考へる。更に、その後の株式譲受人の立場について検討してみると、讓渡證書が利用されている場合には、會社がそこに原株主の氏名を補充したか否かということは、直接には、株式譲受人の立場に何らの變化をもたらずものでもない。すなわち、その場合には、原株主の氏名が記載されてあるか否かが問題となる讓渡證書は會社に保管され、株券上には、新しい株主名義が記載されているだけであるから、株券上の記載を信用して取得したその後の譲受人としては、會社の補充の有無にかかわらず、一般に、善意取得の保護を受けうるからである。これに對して、捺印だけの裏書によつて讓渡がなされた場合でも、會社が原株主の氏名を補充して書換えたものであれば、その後の譲受人に善意取得の機會のあることはいうまでもないが、反對に、會社がこれを補充しないで返却し、そのまま流通におかれた場合には、問題はやや複雑である。嚴密にいうならば、原株主の署名または記名捺印がないにもかかわらず、會社が請求者のために書換をなしたということは、いわば無権利者のために書換をなしたと同様であるから、その點の不備ないし欠缺が株券の裏書欄に明瞭に現われている以上、その後の株式譲受人の善意取得ということはありません。けれども、株式の譲受人としては、會社が名義書換をなしているからには、そこに、適法な株式の移轉があ

つたものと考えるのが通常であろうし、特に、捺印のみの裏書の後に数回の名義書換が行われている場合などには、遙かに以前の裏書の形式に關してまでも、その譲受人に注意義務を要求するのも行き過ぎのように思われる。従つて、そのような場合には、確かに、理論的には、善意取得を妨げる重要な材料が残されているとしても、一般的には、原株主に對する賠償義務は會社に負わせるとして、この後の譲受人を保護して差支えないのではないかと考える。

これに對して、原株主の委託に基いて、書換請求者またはそれ以前の取得者が原株主の氏名を補充し、形式的に整備された裏書または讓渡證書によつて書換を請求してきた場合には、その者の請求によつて株主名義を書換えれば、その請求者が眞の権利者であるか否かには關係なく、それによつて會社が免責されることはいうまでもない。いいかえれば、その請求者が無権利者から株式を取得し、しかも、その取得について善意取得の保護が及ばないような場合には、たとえ、會社が名義書換をなしたとしても、原株主からの請求があれば、再び株主名義を舊に復しなければならぬが、その場合でも、かつて、會社が形式の整備した裏書または讓渡證書によつて書換えたものであれば、そこに生じた損害を賠償する義務を負うことはないのである。このことは、書換請求者が會社の窓口で補充したとしても、ほぼ、同様に理解して差支えないのではないかと考える。もちろん、理論的にいうならば、會社がその請求者の無権利であることを知り、または、重大な過失によつて知らなかつた場合には、前述したところの免責の効果を受けえないわけであるが、名義書換の請求がなされた場合に、原株主の氏名の欠缺を會社が指摘し、その補充を要求したということがあつても、それだけで、會社に惡意または重大な過失があつたといいきるものは、なお、その根據が不十分な場合が多いように思われるからである。

(1) 東京地判昭和二八・四・八下級民集四卷四九三頁、東京高判昭和二八・一二・九下級民集四卷一八四三頁、東京地判昭和二九・七・二下級民集五卷一〇〇九頁、同昭和二九・九・一〇下級民集五卷一四七〇頁。

(2) 大隅・前掲六六五頁、三戸岡道夫「株券の裏書について」(財政經濟弘報五六二號)。

## 五

要するに、原株主が株券の裏書欄または譲渡證書に、自己の氏名を記載しないで、單に捺印しただけで株式を流通させた場合には、當事者間の問題については、その捺印の存在を無視して考察しなければならないが、更に、その取得者が原株主の氏名を補充しないで、そのまま、會社に名義書換を請求したとしても、會社は、法定の譲渡方式の不備を理由に、その請求を拒否することができる。それにもかかわらず、會社がそれを受理して書換をなせば、それは、結局、自己の危険においてなしたことになるから、場合によつては、原株主から、株主名義の回復と損害賠償の請求を受けることを覺悟しなければならぬというのが、この問題における結論である。もちろん、このような理解の仕方が、取引界の現状にとつて必ずしも便宜であるとは思わないが、現行法は、證券の裏書とその交付によつて譲渡しうる指圖證券と證券の交付のみによつて譲渡しうる無記名證券とを區別し、これをとリまく各種の制度を別々に設けており、また、證券取引における程度の形式性の尊重が、結局、有價證券をめぐる種々の困難な問題の解決に役立つことを考え合せると、現行法の解釋上は、このように理解するほかはないように思われる。